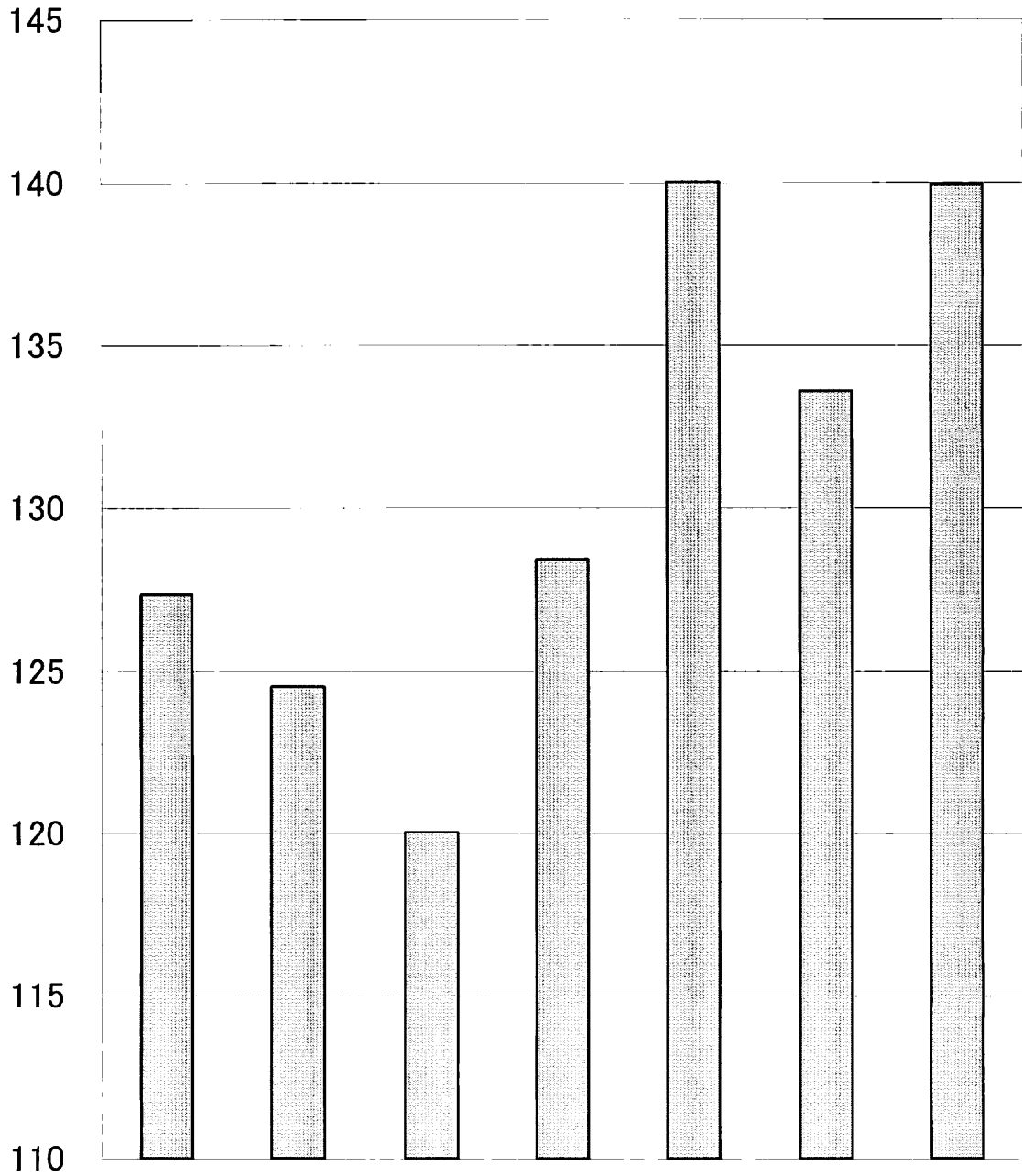


(4)町たばこ税

百万円



	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
決算額	127,336	124,539	120,048	128,426	140,024	133,610	139,959

(単位：千円)

1. 町たばこ税のあらまし

1. 納税義務者

たばこの消費者が負担し、日本たばこ産業（株）や卸売販売業者などが納税義務者

2. 課税客体

卸売販売業者が小売販売業者に行う製造たばこの売渡し又は消費等

3. 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

4. 税 率

- (1) 紙巻たばこ等 1,000 本につき 3,298 円 (平成 18 年 6 月 30 日以前 2,977 円)
- (2) 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 1,564 円 (平成 18 年 6 月 30 日以前 1,412 円)
(エコー・わかば・しんせい・ゴールドンバット・ウルマ・バイオレットの 6 銘柄)

5. 納 税

日本たばこ産業（株）や卸売販売業者等は、毎月 1 日から月末までの間の課税標準数量、税額などを申告して納付する。

2. 町たばこ税の推移

年度 項目	13	14	15	16	17	18
売渡本数 (千本)	244 46,650	257 44,975	251 44,631	261 47,040	251 44,881	338 43,859
税率	1,266 /1,000 2,668 /1,000	1,266 /1,000 2,668 /1,000	1,412 /1,000 2,977 /1,000	1,412 /1,000 2,977 /1,000	1,412 /1,000 2,977 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000
税額 (千円)	309 124,462	325 119,994	353 127,932	368 140,040	353 133,611	528 139,167
合計税額(千円)	124,771	120,319	128,285	140,408	133,964	139,695
返還控除税額(千円)	232	271	410	384	354	634
差引調定額(千円)	124,539	120,048	128,426	140,024	133,610	139,959

※ 項目の売渡本数、税率、税額欄の上段の数値は旧3級品のたばこ、下段の数値はそれ以外の製造たばこ

※ 平成15年度の差引調定額は、手持品課税（551千円）を含む。

※ 平成18年度の差引調定額は、手持品課税（898千円）を含む。